

青森県報

第二千七百六十七号

平成十九年
四月十三日
(金曜日)

目次

規 則

青森県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(自然保護課) ……一

告 示

鳥獣の保護繁殖上一般に支障がないと認められる行為の指定の一部改正……………(自然保護課) ……四
救急病院の廃止……………(医療業務課) ……四
保安林の指定施業要件の変更予定……………(林政課) ……四

公 告

右 同……………(同上) ……五
右 同……………(同上) ……五
右 同……………(同上) ……六
右 同……………(同上) ……六
右 同……………(同上) ……六
右 同……………(同上) ……六

教育委員会

公印の印影を印刷することができる文書の一部改正……………(職員福祉課) ……六

規

則

青森県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十六号

青森県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

青森県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(昭和三十四年四月青森県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「第七条第九項」を「第七条第十項」に改め、同条第四号中「第七条第十項」を「第七条第十一項」に改め、同条第五号中「第七条第十一項」を「第七条第十二項」に改め、同条第六号中「第七条第十二項」を「第七条第十三項」に改め、同条第七号中「第七条第十三項」を「第七条第十四項」に改め、同条第三十一号中「第三条」を「第四条」に改める。

第六条第一項中「第十二条第五項及び第十四条第三項」を「第十二条第六項及び第十四条第四項」に改める。

第一号様式(その一)中「銃猟禁止区域、銃猟制限区域」を「特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域」に改める。

10 銃器の所持の許可に係る許可証の番号及び交付年月日	第 号	年 月 日交付
調査員の意見及び職氏名		

を

10 狩猟免許の種類、狩猟免許を与えた都道府県知事並びに狩猟免許の番号及び交付年月日	網猟免許	知事	第 号	年 月 日交付
	わな猟免許	知事	第 号	年 月 日交付
	第一種銃猟免許	知事	第 号	年 月 日交付

に改める。

11 銃器の所持の許可に係る許可証の番号及び交付年月日	第一種銃猟免許	知事	第 号	年 月 日	交付
	第 号	年 月 日	交付		
調査員の意見及び職氏名					

「(1) 銃器の所持の許可に係る許可証の番号及び交付年月日」欄には、「10」及び「11」の数字を記載するものとし、この場合は、該当する銃猟免許の種類を「10」又は「11」の数字を記載すること。

2 10の欄には、銃猟免許を受けている場合にのみ記載するものとし、この場合は、該当する銃猟免許の種類を「10」又は「11」の数字を記載すること。

捕獲等の数量	銃器の所持の許可に係る許可証の番号及び交付年月日	備	考
羽 (頭、個)	第 年 月 日交付		
	第 年 月 日交付		
	第 年 月 日交付		

捕獲等の数量	銃器の所持の許可に係る許可証の番号及び交付年月日		備考
	銃器の所持の種類、銃猟免許を与えた都道府県知事名並びに銃猟免許の番号及び交付年月日	銃器の所持の許可に係る許可証の番号及び交付年月日	
羽 (頭、個)	網猟免許	知事	第 年 月 日交付
	第 年 月 日交付	知事	
	わな猟免許	知事	第 年 月 日交付
	第 年 月 日交付	知事	
	第一種銃猟免許	知事	第 年 月 日交付

第一種銃猟免許	第 年 月 日交付	知事	第 号	年 月 日交付
網猟免許	第 年 月 日交付	知事	第 号	年 月 日交付
わな猟免許	第 年 月 日交付	知事	第 号	年 月 日交付
第一種銃猟免許	第 年 月 日交付	知事	第 号	年 月 日交付
第二種銃猟免許	第 年 月 日交付	知事	第 号	年 月 日交付

「(1) 銃器の所持の許可に係る許可証の番号及び交付年月日」欄には、「10」及び「11」の数字を記載するものとし、この場合は、該当する銃猟免許の種類を「10」又は「11」の数字を記載すること。

2 10の欄には、銃猟免許を受けている場合にのみ記載するものとし、この場合は、該当する銃猟免許の種類を「10」又は「11」の数字を記載すること。

「(1) 銃器の所持の許可に係る許可証の番号及び交付年月日」欄には、「10」及び「11」の数字を記載するものとし、この場合は、該当する銃猟免許の種類を「10」又は「11」の数字を記載すること。

「(1) 銃器の所持の許可に係る許可証の番号及び交付年月日」欄には、「10」及び「11」の数字を記載するものとし、この場合は、該当する銃猟免許の種類を「10」又は「11」の数字を記載すること。

第十二回警察庁の(紫) 申

網 猟 免 許	1	網	2	わな
---------	---	---	---	----

網 猟 免 許	1	網		
わな 猟 免 許	2	わな		

網 ・ わな 猟 免 許		知 事	第 号	年 月 日 交 付
--------------	--	-----	-----	-----------

網 猟 免 許		知 事	第 号	年 月 日 交 付
わな 猟 免 許		知 事	第 号	年 月 日 交 付

「網・わな猟免許(1) 及「網猟免許(新規・更新)・わな猟免許(1) 以上の警察庁の(紫) 申

網 ・ わな 猟 免 許		知 事	年 月 日 取 消 し
--------------	--	-----	-------------

網 猟 免 許		知 事	年 月 日 取 消 し
わな 猟 免 許		知 事	年 月 日 取 消 し

「回警察庁の(紫) 申「3. 6センチメートル」 及「3. 0センチメートル」 以上の警察庁の(紫) 申「2センチメートル」 及「2センチメートル」 以上の警察庁の(紫) 申

10 申請者が第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る銃器の所持の許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写しを添付すること。

第十二回警察庁の(紫) 申「網・わな猟免許」 及「網猟免許・わな猟免許」 以上の警察庁の(紫) 申

網 ・ わな 猟 免 許	1	網	2	わな
--------------	---	---	---	----

網 猟 免 許	1	網		
わな 猟 免 許	2	わな		

「回警察庁の(紫) 申「網・わな猟免許」 及「網猟免許(新規・更新)・わな猟免許」 以上の警察庁の(紫) 申「3. 6センチメートル」 及「3. 0センチメートル」 以上の警察庁の(紫) 申「2センチメートル」 及「2センチメートル」 以上の警察庁の(紫) 申

7 申請者が第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る銃器の所持の許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写しを添付すること。

網 ・ わな 猟 免 許	1	網	第 号	年 月 日 交 付
	2	わな		

網 猟 免 許	1	網	第 号	年 月 日 交 付
わな 猟 免 許	2	わな	第 号	年 月 日 交 付

「回警察庁の(紫) 申「3. 6センチメートル」 及「3. 0センチメートル」 以上の警察庁の(紫) 申

網 ・ わな 猟 免 許	1	網	第 号	年 月 日 交 付
	2	わな		

網 猟 免 許	1	網	第 号	年 月 日 交 付
わな 猟 免 許	2	わな	第 号	年 月 日 交 付

「回(青) 申の(紫) 申「回警察庁の(青) 申」 及「3. 6センチメートル」 及「3. 0センチメートル」 以上の警察庁の(紫) 申

第十八号様式の(裏面)中

網 わな 免 許 人	第一種 免 許 人	第二種 免 許 人	捕 獲 等 の 見 込 数	捕 獲 等 の 見 込 数
			捕 獲 等 の 見 込 数	捕 獲 等 の 見 込 数
			捕 獲 等 の 見 込 数	捕 獲 等 の 見 込 数
			捕 獲 等 の 見 込 数	捕 獲 等 の 見 込 数
			捕 獲 等 の 見 込 数	捕 獲 等 の 見 込 数
			捕 獲 等 の 見 込 数	捕 獲 等 の 見 込 数
			捕 獲 等 の 見 込 数	捕 獲 等 の 見 込 数
			捕 獲 等 の 見 込 数	捕 獲 等 の 見 込 数
			捕 獲 等 の 見 込 数	捕 獲 等 の 見 込 数
			捕 獲 等 の 見 込 数	捕 獲 等 の 見 込 数

を

網 わな 免 許 人	第一種 免 許 人	第二種 免 許 人	捕 獲 等 の 見 込 数	捕 獲 等 の 見 込 数
			捕 獲 等 の 見 込 数	捕 獲 等 の 見 込 数
			捕 獲 等 の 見 込 数	捕 獲 等 の 見 込 数
			捕 獲 等 の 見 込 数	捕 獲 等 の 見 込 数
			捕 獲 等 の 見 込 数	捕 獲 等 の 見 込 数
			捕 獲 等 の 見 込 数	捕 獲 等 の 見 込 数
			捕 獲 等 の 見 込 数	捕 獲 等 の 見 込 数
			捕 獲 等 の 見 込 数	捕 獲 等 の 見 込 数
			捕 獲 等 の 見 込 数	捕 獲 等 の 見 込 数
			捕 獲 等 の 見 込 数	捕 獲 等 の 見 込 数

に

改める。

第二十号様式中「第3条」を「第4条」に改める。

附則

この規則は、平成十九年四月十六日から施行する。

告

示

青森県告示第百二十七号

平成十二年四月一日青森県告示第百八十九号(鳥獣の保護繁殖上一般に支障がないと認められる行為の指定)の一部を次のように改正し、平成十九年四月十六日から施行する。

平成十九年四月十三日

青森県知事 三村 申吾

第四号中「第一条各号」を「第二条各号」に改め、同号下中「第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者が行うその事業」を「第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が行う同項に規定する認定電気通信事業」に改め、同号下中「国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)第三章の三」を「国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第四項」に改める。

青森県告示第百二十八号

次の医療機関の開設者から救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があったことにより、同医療機関は救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項に規定する救急病院でなくなったので、同令第二条第二項の規定により告示する。

平成十九年四月十三日

青森県知事 三村 申吾

名	称	所	在	地
田子町国民健康保険町立田子病院		三戸郡田子町大字田子字前田二の一七		

青森県告示第百二十九号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上北郡東北町字太田平四一の五九、五一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び東北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第三百三十号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上北郡七戸町字野左掛七八の一、八四の一、八八の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び七戸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第三百三十一号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

十和田市大字法量字相ノ窪二四の一・二四の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二四の六から二四の一まで、二四の三四、二四の四九、二四の五一、二四の九四

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成十九年一月から同年三月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

平成十九年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社六ヶ所建設
- 二 代表者の氏名 高田 陸耕
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎一四五四の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第一二六二二号
- 五 取消年月日 平成十九年三月二日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十八年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 沼尾住建
- 二 氏名 沼尾 勝
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町大字大浦字立野一七の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一六）第一四八五〇号
- 五 取消年月日 平成十九年三月十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十八年十一月三十日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第七号

昭和五十七年十二月二十五日青森県教育委員会告示第十一号（公印の印影を印刷することができる文書）の一部を次のように改正する。

平成十九年四月十三日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

第九号の次に次の一号を加える。

- 十 公立学校教頭昇任候補者選考に係る結果通知書で一度に印刷する枚数がおおむね百枚以上であるもの。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十五円一銭